**令和７年度「中小企業診断士理論政策更新研修」受講申込書**

理論政策更新研修の受講にあたっては、下記「受講について遵守いただく事項」を確認同意のうえ申し込みいたします。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込地区(都道府県) | 熊本県 | 申込回(複数回地区) | 第 回 | (第2希望) | 第 回 |
| フ リ ガ ナ |  |  | 登録番号 |  |
| 氏 名 |  |  | 生年月日 | 大正・昭和・平成 (○印)年 月 日 生 |
| 自 宅 住 所 | 〒 －TEL： － － |
| 日中の連絡先 | TEL： － －Email： |
| 受 講 料 | 月 日 納付 | 会 員所属協会 |  |

※本申込書でご提供いただいた個人情報は、中小企業診断士更新研修事業並びに、当協会活動のご案内の目的に限り活用させていただきます。

○受講について遵守いただく事項

理論政策更新研修は、中小企業診断士の更新登録要件として実施しています。①現在登録有効期間内の方、②登録休止中で再開申請を予定している方に修了証明書を発行いたします。

登録有効期間は、中小企業診断士登録証の裏面に記載されていますので、ご確認のうえお申し込みください。

理論政策更新研修の時間数は、経済産業省令により４時間以上と規定されています。遅刻、早退等により受講時間が４時間に満たない場合は、いかなる理由によっても修了とは認められませんのであらかじめご了承ください。

お申し込みした受講日には必ず受講するようにしてください。受講料納入後のキャンセルは、他の方の受講機会を失することとなるため、原則としてご返金いたしません。

研修の受講に際して、研修の適正・円滑な進行や受講の妨げになる行為を禁止しますので、ご理解くださるようお願いいたします。

・主な禁止事項

１．受講中のパソコン等の使用

パソコンや、スマートフォン(携帯電話)、タブレット等の電子情報機器の使用（ノートテイクの場合も含む）。ただし、主催者が研修機材として使用することを認めた場合は除く。

２．研修受講以外の行為全般

受講者同士の私語・テキスト以外の読書･ゲーム機器の使用など

３．その他研修の進行・受講の妨げになる行為

これらの禁止事項の行為があった方については、主催者が注意を行います。注意後も改善されない場合は研修の修了は認められません。

経済産業大臣登録 理論政策更新研修機関

一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会